

# 令和6年4月以降の新型コロナワクチン接種に係る救済制度について

救済の**請求日**は、令和6年4月1日以降ですか

はい

救済を求める原因となった接種の**接種日**は、令和6年4月1日以降ですか

はい

救済を求める原因となった接種は、**定期接種**として行われたものですか

※コロナワクチンの定期接種：以下の者に対し、毎年秋冬に1回その年のウイルス株に対応するワクチンを用いて市町村が実施するものをいう。

①65歳以上

②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

すなわち  
定期接種  
対象者

いいえ

いいえ

はい

いいえ

予防接種健康被害救済制度の  
「臨時接種及びA類疾病の定期接種」  
として市町村に請求

予防接種健康被害救済制度の  
「B類疾病の定期接種」  
として市町村に請求

医薬品副作用被害救済制度で  
(独) 医薬品医療機器総合機構  
(PMDA) に請求

## ●各救済制度における給付額・請求期限について

給付の種類	予防接種健康被害救済制度 「臨時接種」		予防接種健康被害救済制度 「B類疾病の定期接種」		医薬品副作用被害救済制度 「任意接種」		
	医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分 (入院相当に限定しない)	請求期限なし	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分 (入院相当に限定)	請求期限： 当該医療の支給対象となる費用の支払が行われた時から <b>5年以内</b> 。	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分 (入院相当に限定)	請求期限： 当該医療の支給対象となる費用の支払が行われた時から <b>5年以内</b> 。
医療手当	通院3日未満(月額)36,900円 通院3日以上(月額)38,900円 入院8日未満(月額)36,900円 入院8日以上(月額)38,900円 同一月入通院(月額)38,900円	通院3日未満(月額)36,900円 通院3日以上(月額)38,900円 入院8日未満(月額)36,900円 入院8日以上(月額)38,900円 同一月入通院(月額)38,900円 (通院は入院相当に限定)		請求期限： 医療が行われた日の属する月の翌月の初日から <b>5年以内</b> 。	通院3日未満(月額)36,900円 通院3日以上(月額)38,900円 入院8日未満(月額)36,900円 入院8日以上(月額)38,900円 同一月入通院(月額)38,900円 (通院は入院相当に限定)	請求期限： 医療が行われた日の属する月の翌月の初日から <b>5年以内</b> 。	
障害児養育年金	1級(年額)1,669,200円 2級(年額)1,334,400円				1級(年額)927,600円 2級(年額)741,600円		
障害年金	1級(年額)5,340,000円 2級(年額)4,272,000円 3級(年額)3,202,800円			1級(年額)2,966,400円 2級(年額)2,373,600円	請求期限なし	1級(年額)2,966,400円 2級(年額)2,373,600円	請求期限なし
死亡した場合の補償	死亡一時金 46,700,000円			・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,783,200円  ・生計維持者である場合 遺族年金(年額)2,594,400円 (10年を限度として支給)	請求期限： 死亡の時から <b>5年以内</b> 。 ただし、医療費、医療手当又は障害年金の支給決定があった場合には、死亡の時から2年以内。	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,783,200円  ・生計維持者である場合 遺族年金(年額)2,594,400円 (10年を限度として支給)	請求期限： 死亡の時から <b>5年以内</b> 。 ただし、医療費、医療手当、障害年金又は障害児養育年金の支給決定があった場合には、死亡の時から2年以内。
葬祭料	215,000円			215,000円		215,000円	

※各給付の単価は2024年4月現在のもの。給付額は今後改定となる可能性があります。

< 出典：令和5年12月25日厚生労働省開催「第32回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会資料」を改編 >